

食品安全委員会第712回会合議事録

1. 日時 平成30年9月18日（火） 14：00～14：10

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・清涼飲料水「六価クロム」に係る食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長代理、川西委員、香西委員、堀口委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官

5. 配付資料

清涼飲料水中の六価クロムの規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議
結果について

6. 議事内容

○山本委員長代理 ただ今から第712回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は4名の委員が出席です。

本日、佐藤委員長は公務により、本委員会会合は欠席です。かわりに委員長代理の私が議事を進めさせていただきます。

それでは、お手元にごございます「食品安全委員会（第712回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 資料の確認でございます。

本日の資料は「清涼飲料水中の六価クロムの規格基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、1点でございます。

お手元でございますでしょうか。

○山本委員長代理 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○山本委員長代理 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長代理 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長代理 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件につきましては、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○中山評価第一課長 それでは、説明いたします。

六価クロムの食品健康影響評価に関する審議結果についてでございます。資料を御覧ください。最初に5ページをお開きいただきたいと思います。審議の経緯がございますけれども、本年7月31日に第707回の食品安全委員会で報告をさせていただきましたということで、翌日、8月1日から30日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったところでございます。今日はその結果について御報告いたします。

まずは評価書の概要について簡単に御説明しますが、7ページから8ページに要約があります。こちらを御覧いただきたいと思います。7ページの一番下から2行目のところから記載してありますとおり、六価クロムの飲料水からのばく露に関する評価におきましては、動物実験の結果を用いて耐容一日摂取量(TDI)を設定することが適切であると判断したということでございます。

その結果、8ページに行っていただきますけれども、TDIとしては、1.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/

日を設定したということでございます。

その次の段落にありますとおり、このTDIと日本人における飲料水からの六価クロムの一日摂取量推定結果とを比較してみますと、TDIよりも低かったということから、現状のミネラルウォーター及び水道水の検出レベルにおいては健康影響が生じるリスクは低いと考えられるとされております。

こうした内容について、国民からの御意見等を募集した結果でございますけれども、最終ページを御覧いただければと思います。1件の御意見をいただいております、その内容といたしましては、毛皮製品に関する御意見でございます、六価クロムが革製品のなめしに使われているということで、残留している可能性はないか確認すべきだ、海外から輸入する革製品の検査を行うべきという御意見をいただいております。

食品安全委員会としての御回答といたしましては、食品の摂取による健康への影響の評価を食品安全委員会としてはしているということでございますので、いただいた御意見につきましては、担当する官庁であります厚生労働省に情報提供をしたいという御回答をさせていただきたいと思っております。

こちらで御了承いただければ、本評価結果につきまして、厚生労働省に通知したいと考えているところでございます。

説明は以上であります。

○山本委員長代理 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

香西委員、どうぞ。

○香西委員 パブコメの回答についてですけれども、厚生労働省にも情報提供するというお答えでしたが、その辺はなぜでしょうか。

○中山評価第一課長 お答えします。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律というものがございまして、厚生労働省がこちらを担当しております。食品以外に、家庭用品の安全対策等の政策も行っているということでありまして、厚生労働省に対して情報提供することといたしました。

以上であります。

○山本委員長代理 他にございますか。

どうぞ。

○川西委員 ただ今の御説明ですけれども、革製品のなめしの工程で使われるということ

で、もう一つ、労働環境みたいな意味もあるのかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○中山評価第一課長 基本的に、現在のクロムにつきましては、なめしにおいては六価ではなくて三価クロムが使用されているということでもあります。その製造工程で使用された水の排出の基準はあるということのようですが、労働環境といったところでの三価クロムの規制は、特に設けられていないと承知しています。

○山本委員長代理 よろしいでしょうか。他にございませんか。
香西委員、どうぞ。

○香西委員 要約の8ページの最後のところなのですが、平均的な見積もりは0.04 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、高摂取量の見積もりでは0.290ということだったのですが、そのいずれもTDIの値、1.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日より低いことからという表現なのですが、値が低いという時に、どのくらい低い時にこれによしとするというような基準みたいなものはあるのですか。例えば数分の1とか、あるいは10分の1とか。

○山本委員長代理 お願いします。

○中山評価第一課長 基本的にTDIというものの設定が、8ページの最後の段落からもう一つ上のところにありますとおり、健康影響の可能性があり得るというBMDL₁₀という値から不確実係数の100を適用して、そこで1.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と見積もっているということですから、基本的にはそれよりもさらに低いということであれば、健康影響が生じるリスクは低いと認めるということでもまとめられていることになろうかと思います。

○香西委員 そうすると、ちょっとくどいようですが、不確実係数100を適用しているから、1.1よりもちょっとでも低ければいいというような考え方ということでしょうか。

○中山評価第一課長 基本的にはそういうことになろうかと思います。

○山本委員長代理 よろしいですか。他にございませんか。

それでは、本件につきましては、六価クロムワーキンググループにおけるものと同じ結論、すなわち耐容一日摂取量(TDI)を1.1 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とするということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長代理 ありがとうございます。

(2) その他

○山本委員長代理 他に議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○山本委員長代理 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週9月25日火曜日14時から開催を予定しております。

また、21日金曜日10時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第712回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。